

第 6 期介護保険事業計画の素案（地域支援事業のみ）

【地域支援事業サービス量の見込み】

地域支援事業のサービスの見込み量については、平成27年度は介護予防事業費として、平成28年・29年度においては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を導入するものとして推計しています。地域支援事業は、介護予防事業（平成28年度以降は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業）、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。）及びその他の地域支援事業を行うことにより、高齢者が要介護状態又は要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援を行うものです。

1. 介護予防の推進

加齢とともに体力の衰えを自覚したり、膝や腰の痛みなどで外出するのが億劫になると、活動性が低下し、筋肉の減少、関節の拘縮や骨の萎縮、心肺機能、消化機能の低下と全身の機能が衰えていきます。そうなる生活意欲の低下も起こりはじめ、さらに行動範囲が狭くなり、社会参加が困難になるなどして、体や脳を使わないために起こる廃用性の問題が進行していきます。

しかし日常生活の中で積極的に体を動かす機会を意識して作るなどのケアを行うことで、日常生活の動作も向上し、そのことが社会参加の機会を増やすなど、「良循環」が生まれてきます。

そのためには、高齢者自身が「役割」「楽しみ」「つながり」を大切にして、自らの心身を鍛え、積極的に「介護予防」への取り組みを実現していくことが重要となります。

介護予防事業

介護予防事業には、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の中で、生活機能低下が見られ二次予防事業の対象者（以下、「二次予防対象者」という）となった者に対して実施する二次予防事業と第1号被保険者（65歳以上高齢者）であれば参加できる一次予防事業の2事業があります。

第3期以降の介護保険事業計画における介護予防事業は、主に二次予防事業と一次予防事業に区分けして事業展開を進めてきましたが、今後も高齢者が増加していく中においては、今まで以上に自助・互助の取り組みを強化するなど、高齢者が高齢者を支えていく仕組み作りが重要となります。

そこで、本計画期間内の平成28年度からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行を図り、要支援1・2の介護予防通所介護や介護予防訪問介護を予防給付から切り離し、介護予防の仕組みの中で住民主体の事業も導入しながら、健康づくり・介護予防・生活支援の整備を行っていきます。

『平成27年度の取り組みについて』

1) 二次予防事業

二次予防事業は、要支援・要介護認定を受けていない高齢者で、身体的・心理的・社会的な背景や要因により、体力や生活意欲の低下が起これ始めている人を早期に把握し、ケアすることにより、要支援・要介護認定への移行をできるだけ遅らせ、その人らしい生活が自らの手で実現できるよう支援する事業です。

■二次予防事業の対象者把握事業

要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、「元気度チェック（基本チェックリスト）」を実施し、要支援状態に近い虚弱な高齢者を把握する事業です。チェック項目は、25の質問からなる「国の基本チェックリスト」を活用し、独自の質問項目を重ねて、生活機能の低下ありと判定された高齢者を「二次予防事業の対象者」としています。新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合にも、この基本チェックリストは活用されますが、二次予防事業の対象者把握事業としては、無くなる方向性が国から示されています。

【サービス量の見込み】

(単位：人)

		平成27年度
高齢者人口		30,970
生活機能評価対象者数 (高齢者人口)－(要支援・要介護認定者数)		25,950
基本チェックリスト実施者の目標数		16,868
未返送者の実態把握の目標数		300
二次予防対象者数		3,500
二次予防対象者 決定項目 (重複決定者 あり)	運動器機能低下	1,900
	低栄養	300
	口腔機能低下	2,200
	生活全般	600
	3項目以上該当者	380
生活機能検査受診者目標数		300
二次予防対象者の事業参加目標数		240

【今後の取り組みの方向】

生活機能の低下がみられる二次予防対象者の決定については、「元気度チェック（基本チェックリスト）」の質問に対して、高齢者自身の主観で回答した結果をもって生活機能低下の有無を判定されるため、中には心身の能力が非常に高く、客観的に評価した場合には非該当となる方も含まれています。これまでの基本チェックリストの結果や「要支援1」・「要支援2」の方が同様に基本チェックリストを活用して介護保険サービスを利用している結果を踏まえると、水際で、要支援・

要介護認定への移行を防ぎ、介護予防効果を上げるには生活機能低下の判定項目において、3項目以上に該当する者を優先的に、二次予防事業への参加を促し、状態の維持・改善を目指すことが重要となります。

また、市民意識調査（生活圏域ニーズ調査）やこれまでの取組結果により、二次予防対象者の多くが後期高齢者であり、運動機能の低下や口腔機能の低下が大半であることから、事業内容については、年齢特性や生活機能が低下しやすい項目に応じたものを盛り込む工夫が必要となります。

一方、平成23年度からは、基本チェックリストの未返送者に対して地域包括支援センターが個別電話や訪問等による実態把握も実施しており、「元気だから返送しなくてもよい」と考えていた人や、中には送付している文章の意味を理解することが困難な方もおられ、専門の医療機関への受診勧奨や介護認定への申請を勧めるなど、適切なサービス利用への調整にもつながっています。未返送者の実態把握を行うことにより、支援が必要でありながらSOSの発信ができずに、地域で孤立していたケースの発掘にもつながる可能性が高いため、その後のフォローも含め、地域包括支援センターと連携を図りながら、今後も継続して未返送者への実態把握事業を実施します。

■通所型介護予防事業

（１）通所型サービス

二次予防事業対象者の把握事業により、二次予防事業対象者に決定された高齢者で、地域包括支援センター職員の面談を通して、介護予防ケアプランを作成し、理学療法士や作業療法士等のリハビリの専門スタッフも加わりながら、通所型サービス（運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知機能向上）に通っていただき、心身の機能向上を目指します。サービスの内容には、集団プログラムと個別プログラムがあります。

（２）通所型介護予防事業（パワーアップ教室）

二次予防事業対象者の把握事業により、二次予防事業対象者に決定された高齢者に対し、地域包括支援センター職員の面談を通して、簡易の介護予防ケアプランを作成し、通所型介護予防教室（運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知機能向上）に通っていただき、心身の機能向上を目指します。

【サービス量の見込み】

（単位：回・人/年）

	平成 27 年度	
	通所型サービス	通所型介護予防事業
運動機能向上教室（延べ実施回数）	9 6	1 9 2
（参加者実人数）	6 0	2 5 2
栄養改善教室（延べ実施回数）	1 2	8 0
（参加者実人数）	6 0	2 5 2
口腔機能向上教室（延べ実施回数）	1 2	8 0
（参加者実人数）	6 0	2 5 2

(3) 転倒予防教室

二次予防事業対象者の把握事業により、二次予防事業対象者に決定された高齢者に対し、地域包括支援センター職員の面談を通して、簡易の介護予防ケアプランを作成し、転倒予防教室に通っていただき、転ばない体づくりと体力の向上を目指します。

【サービス量の見込み】

(単位：回・人/年)

		平成27年度
転倒予防教室	(延べ実施回数)	48
	(参加者実人数)	40

【今後の取り組みの方向】

地域支援事業の一部改正等があり、平成28年度以降は、介護予防・日常生活支援総合事業を導入していくこととなります。

したがって、平成27年度は二次予防事業としての展開を図りながら、新しい枠組みでの事業に移行していく準備を図り、平成28年度からの事業がスムーズに整備できるよう、市民・関係機関・団体等に普及啓発を行います。

今後は、高齢者の年齢や状態像に応じた通いの場を幅広く整備できるよう、リハビリの専門職等が関与する急性介入期の事業と従来の二次予防事業をイメージした移行期の事業、また、住民主体の運営で行えるような生活期の事業として「通いの場」を設けるなど、幅広い通所型サービスの展開が求められています。

■訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業により把握された二次予防対象者で、集団の通所型事業に参加が困難な高齢者を対象に、地域包括支援センター職員が面談し、生活機能の向上を目指した簡易な介護予防ケアプランを作成した後、専門職を派遣し、個別の訪問指導を実施します。

【サービス量の見込み】

(単位：回/年)

		平成27年度
運動機能向上教室	(実施回数)	22
栄養改善教室	(実施回数)	24
口腔機能向上教室	(実施回数)	4

【今後の取り組みの方向】

基本的には二次予防事業の対象者には、通所型介護予防事業を勧めているため、訪問型介護予防事業については、「うつ」や「認知症」または、集団活動に馴染めない方を優先して参加を促しています。指導員には、運動指導員・管理栄養士・歯科衛生士・保健師等が自宅を訪問して、生活機能に関する課題を把握・評価し、必要な相談・指導及び医療機関等との連携を図り生活機能の向上

を目指します。介護予防・日常生活支援総合事業を導入した後は、急性介入期の通所型事業と訪問型事業を抱き合わせ、一体的なサービス提供により生活機能の向上を図り、行動範囲の拡大をめざしていきます。

2) 一次予防事業

平成 27 年度は、一次予防事業としてすべての高齢者を対象として、介護予防普及啓発事業と介護予防活動支援事業を実施します。平成 28 年度以降は、介護予防・日常生活支援総合事業を導入するため、一次予防事業は一般介護予防事業に位置づけられます。

■介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性を多くの高齢者が理解し、「もう、年だから心身の機能が低下するのは仕方ないこと」と安易にあきらめるのではなく、年齢や心身の状態に応じた生活機能の向上を目指すことで、生きがいの獲得や自己実現を図ることが大切です。

そのためには体を動かすことや毎日の食事やお口の健康に関心を抱く、趣味や家庭・地域での役割を持ち、人とたくさん会話をするなど、日々の生活を活性化することが大切になります。

介護予防普及啓発事業では、家庭や地域において介護予防につながる活動が広く実践され、高齢者が自ら活動に参加し、主体的に取り組めるような環境づくりを目指します。

【サービス量の見込み】

(単位：回・人/年)

		平成 27 年度
介護予防教室	開催回数 (延べ参加者数)	90 (1, 800)
介護予防講演会	開催回数 (延べ参加者数)	1 (300)
介護予防出前講座	派遣回数 (延べ参加者数)	32 (640)
体操教室 (のびのび教室・公的施設)	開催回数	216
〃	延べ参加者数	6, 500
体操教室 (のびのび教室・地域)	開催回数	300
〃	延べ参加者数	3, 900
認知症サポーター養成講座	開催回数 (延べ参加者数)	20 (300)
脳の若返り教室	開催回数 (延べ参加者数)	240 (4, 800)
〃	のべサポーター数	1, 440
物忘れ相談事業	開催回数 (相談件数)	12 (30)
ひまわりの集い		6, 500

【今後の取り組みの方向】

気軽に自宅でできるようなセルフケアの促進と、より身近な場所での各種教室の開催及び高齢者相互の支援体制作りを目指し、介護予防の推進に向け、継続して市民への普及啓発を実施します。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業の導入により一般介護予防事業に整理されますが、介護予防普及啓発事業として、継承されていきます。

■地域介護予防活動支援事業

介護予防の推進を図る人材を発掘するために、ボランティア及びサポーターの養成・育成講座等を実施し、活動の担い手を増やす取組を図り、地域活動組織の育成・支援を実施します。

【サービス量の見込み】

(単位：回・時間・日/年)

		平成 27 年度
機能訓練 (わくわく教室)	(開催回数)	1 2 0
〃	(延べ参加者数)	2, 1 8 8
徘徊高齢者の模擬訓練		2
介護予防教室 ボランティア養成・育成講座 (回数)		5
生活管理指導員派遣事業 (時間数)		9 0
生活管理指導短期宿泊事業 (日数)		4 5

【今後の取り組み】

平成24年・25年に市町村介護予防強化推進事業で始めた「ひまわりの集い」は、閉じこもり予防に効果が見られたため、平成26年度より一次予防事業として実施しています。

今後は、出前講座等も強化していきながら、小地域の支え合いの事業として発展できるよう担い手の養成・育成を図っていくことが課題です。

介護予防の絵を挿入

【平成28年・29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みについて】

平成24年・25年に実施した市町村介護予防強化推進事業（国のモデル事業）において、検証した事業内容に基づき、「介護予防・生活支援サービス事業」においては、高齢者の心身の状態像に応じ、通所、訪問のサービスや教室等については、「集中介入期」・「移行期」・「維持期」・「生活期」の4期に事業を整理し、必要な時期に必要なサービスが提供できる体制の整備を図ります。

事業体系のイメージは、下図で現しています。

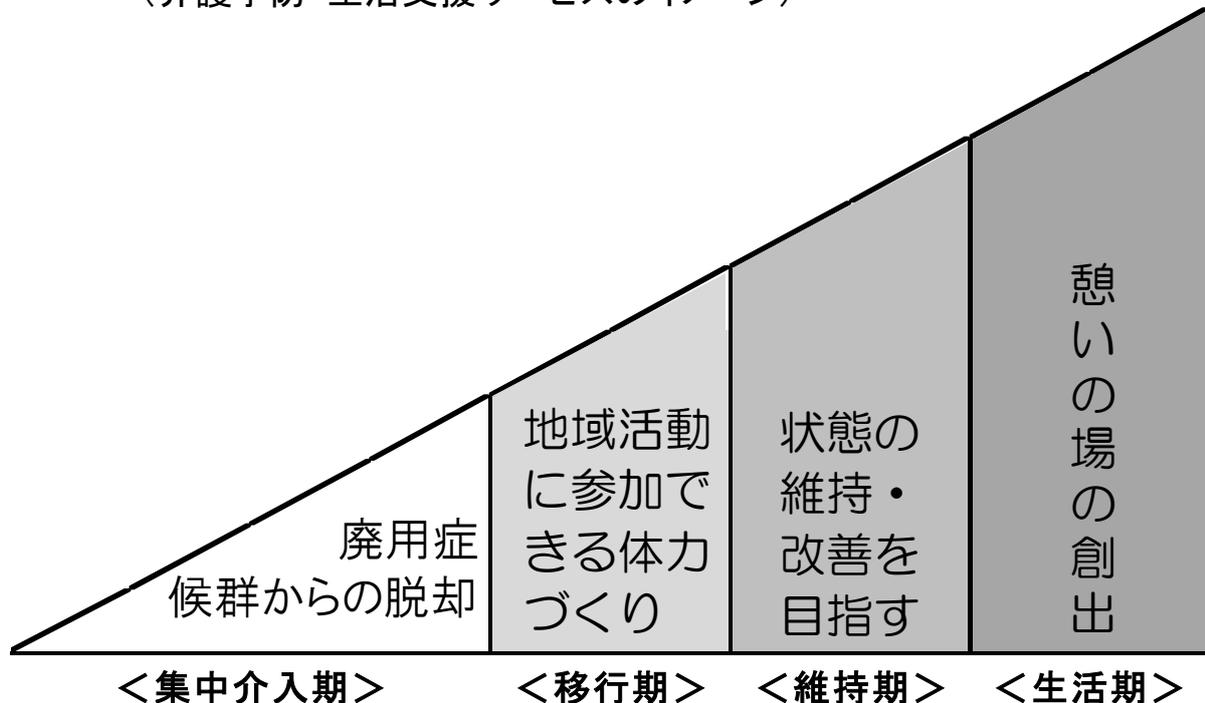
介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防事業（二次予防事業・一次予防事業）という表現がなくなり、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大きく分かれます。

「介護予防・生活支援サービス事業」においては、「要支援1・2」の認定者や「要支援1・2」相当の虚弱高齢者がサービス利用の対象者となります。「一般介護予防事業」の対象者は、65歳以上の高齢者が対象となります。

「介護予防・生活支援サービス事業」においては、「自助・互助」で取り組む住民力を活用した事業展開を同時に進めていくことが求められており、新しいサービス体系に基づいた新規事業を継続して創出していく必要があります。

【事業体系のイメージ図】

（介護予防・生活支援サービスのイメージ）



1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、第1号被保険者で「要支援1・2」の認定者及び基本チェックリストにおいて「要支援1・2」相当の状態像もしくは、虚弱高齢者が対象となり、地域包括支援センター職員等が面接を行い、利用者・家族の意向も踏まえた上で、介護予防ケアプランを作成し、以下のサービス内容を決定します。

《通所型サービス》

【集中介入期】

■スマイル・リハビリ教室（通所型）

「集中介入期」の通所型事業では、痛みや気持ちの落ち込みによって、生活機能の低下が著しく出現している「要支援1や2」相当の状態像にある高齢者や「要支援1・2」の認定がある高齢者で、医療的リハビリを受けていない高齢者を対象に教室参加を促します。

教室内容は、リハビリ職（理学療法士や作業療法士）等の関与により痛みや認知症状、日常生活全般の機能評価等を実施し、個別プログラムによるケアと運動を中心とした集団のプログラムによる短期集中的なケアを行います。

■スマイル・リハビリ教室（訪問型）

「集中介入期」の訪問型事業では、上記の通所型サービスとの併用で、自宅での生活の不具合をリハビリ職等の関与により明確にし、日常生活におけるセルフケアの助言・指導や不自由になっている生活動作を軽減できる方法を通所型プログラムに反映するなどを行います。

【移行期】

■パワーアップ教室

スマイル・リハビリ教室を卒業した高齢者が体力維持のための移行期間として、また、「要支援1・2」相当の状態像にある高齢者を中心に、「運動・口腔・栄養」の複合プログラムのあるパワーアップ教室の参加を促し、自立を目指します。

■転倒予防教室

スマイル・リハビリ教室を卒業し、地域のサロン等に通える体力をつけるための移行期間として、他にも「要支援1・2」相当の状態や虚弱高齢者の方を対象に、転ばない体づくりを行います。

■膝・腰痛予防教室

「要支援1・2」相当の状態像にある虚弱高齢者の方で、膝や腰の痛みがあり、急性期の医療的な治療を必要としない高齢者を対象に、主にリハビリ職等の関与により、痛みの緩和を図る方法を学び、過ごしやすい生活を送ることができるよう支援します。

【維持期】

■介護予防通所介護サービス

「要支援1・2」と認定された高齢者や「要支援1・2」相当の状態像にある虚弱高齢者で、食事・入浴等の支援や長時間の外出先が必要な高齢者を対象に、状態の維持・改善を目指した介護予防通所介護サービスを提供します。

【生活期】

■ひまわりの集い

「要支援1・2」の認定者や「要支援1・2」相当の虚弱高齢者で、低栄養の状態や閉じこもりがちな高齢者を対象にレクリエーションや会食を通して、外出の機会を増やします。

■ミニデイサービス

「要支援1・2」の認定者や「要支援1・2」相当の閉じこもりがちな高齢者を対象に、レクリエーションや体操を通して、外出の機会を増やします。

【サービス量の見込み】

(単位：人／年)

			平成28年度	平成29年度	
集中介入期	スマイル・リハビリ教室（通所型）	参加者実人数	102	121	
		参加者延べ人数	2,154	2,555	
	スマイル・リハビリ教室（訪問型）	参加者実人数	102	121	
		参加者延べ人数	288	288	
移行期	パワーアップ教室	参加者実人数	269	287	
		参加者延べ人数	2,286	2,439	
	転倒予防教室	参加者実人数	42	44	
		参加者延べ人数	504	528	
	膝・腰痛予防教室	参加者実人数	40	42	
		参加者延べ人数	480	504	
維持期	介護予防通所介護サービス	Ⅰ	参加者実人数	88	92
			参加者延べ人数	739	772
		Ⅱ	参加者実人数	231	243
			参加者延べ人数	1,940	2,041
生活期	ミニデイサービス	参加者実人数	10	10	
		参加者延べ人数	480	480	

【今後の取り組みの方向】

「介護予防・生活支援サービス事業」は、「要支援1・2」の認定者の多くが利用していた「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」のサービスを新たな体系のもと、維持期の事業としてサービス提供ができる体制を整備しています。

坂道が多く、膝や腰を痛めてしまうと自宅に閉じこもらざるを得ない生活環境を特徴としている本市にとって、「介護予防・生活支援サービス」のメニューは重要な意味合いを持ちます。

特に医療的なリハビリは必要ではない高齢者が、慢性的に腰痛や膝痛を持っていると、不安のため、活動性が低下することも少なくはありません。そうすると、活動性の低下に伴い廃用性の筋力低下が起こり始め、膝や腰の痛みが徐々に増強していくことにつながりやすくなります。

そこで本市の地理的条件を反映した急性介入期事業を導入するなど、リハビリテーション職の積極的な関与を求め、事業展開を図ることにより、個人に応じた運動手法を獲得できることにつながります。短期集中的な関与を行い、廃用性を早期にケアし、自立への手立てを参加者・家族とともに考えながら、地域での生活が楽しめるような事業を増やしていくことが大切です。

《訪問型サービス》

【生活期】

買物や掃除、調理や洗濯等の家事が不自由になっている「要支援1・2」の認定者や「要支援1・2」相当の虚弱高齢者を対象に、主に生活支援のサービスを介護サービス事業所やシルバー人材センター、有償ボランティア等、高齢者のニーズに応じた対応を様々な提供体制にてお届けします。

「要支援1・2」の認定者の中には、急性期疾患や癌の終末期など、医療的ケアを優先する高齢者や生活援助のみならず、身体介護を必要とする方も含まれます。身体的ケアが必要な訪問介護サービスについては、専門の訪問介護員にサービス提供を担っていただくなど、状態像に応じた幅広いサービス体系を整備していきます。

【サービス見込み量】

(単位：人／年)

			平成28年度	平成29年度	
訪問介護事業による訪問介護サービス	I	週1回	参加者実人数	136	142
			参加者延べ人数	4,570	4,771
		週2回	参加者実人数	45	48
			参加者延べ人数	3,024	3,226
	II	週1回	参加者実人数	131	137
			参加者延べ人数	4,402	4,603
		週2回	参加者実人数	75	79
			参加者延べ人数	5,040	5,309
週3回	参加者実人数	36	38		
	参加者延べ人数	3,629	3,830		
シルバー人材センター等による生活支援サービス	I	参加者実人数	22	23	
		参加者延べ人数	739	773	
	II	参加者実人数	25	26	
		参加者延べ人数	1,680	1,747	
	III	参加者実人数	20	21	
		参加者延べ人数	2,016	2,117	
有償ボランティア等による生活支援サービス	参加者実人数	120	140		
	参加者延べ人数	4,200	4,900		

【今後の取り組みの方向】

生活支援を必要とする高齢者を支えるボランティア等の確保が今後の課題です。今後は、生活支援サポーター養成講座等を継続して実施していくなどしながら、需要に対応できる人材の養成を図っていきます。

2) 一般介護予防事業

介護予防事業の一次予防事業で実施していた介護予防普及啓発事業や介護予防活動支援事業については、同様の事業を継続しながら、新たに介護予防把握事業や一般介護予防事業評価事業や地域リハビリテーション活動支援事業を導入していきます。元気な高齢者が、より元気で過ごしていくために必要な取り組みについてリハビリテーション職などのアドバイスを受けながら、住民主体の活動をより効果的に運営できるよう支援するなど、幅広い介護予防事業を展開していきます。

■介護予防把握事業

介護予防教室の参加ができなくなった高齢者を早期に把握し、再び外出ができるような気持ちになれるよう、外出が困難な背景要因を整理し、必要に応じた介護予防活動につなげます。

■介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性を広く多くの市民に知ってもらい、セルフケアの推進や介護予防活動の担い手を増やしていくために各種の事業や広報活動を推進します。

【サービス量の見込み】

		平成28年度	平成29年度
介護予防教室	開催回数(延べ参加者数)	95(1,900)	100(2,000)
介護予防講演会	開催回数(延べ参加者数)	1(300)	1(300)
介護予防出前講座	派遣回数(延べ参加者数)	34(680)	36(720)
体操教室(のびのび教室・公的施設)	開催回数	216	216
〃	延べ参加者数	6,600	6,700
体操教室(のびのび教室・地域)	開催回数	324	348
〃	延べ参加者数	4,212	4,524
認知症サポーター養成講座	開催回数(延べ参加者数)	20(300)	20(300)
脳の若返り教室	開催回数(延べ参加者数)	264(5,280)	288(5,760)
〃	延べサポーター数	4,752	5,184
物忘れ相談事業	開催回数(相談件数)	12(32)	12(34)

■地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を広く行います。特に元気な高齢者が介護予防事業の担い手となり、教室運営を行うことが介護予防につながることも合わせて啓発をすすめていきます。

■一般介護予防事業評価時事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

■地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所型サービス・訪問型サービス・地域ケア会議・サービス担当者会議、住民運営の通いの場等、様々な場面にリハビリ職の派遣を行い、自立支援への視点を共有できるよう支援していきます。

【サービス量の見込み】

(単位：回・時間・日/年)

	平成28年度	平成29年度
機能訓練（わくわく教室）（開催回数）	120	120
〃（延べ参加者数）	2,228	2,268
徘徊高齢者の模擬訓練	2	2
介護予防教室 ボランティア養成・育成講座（回数）	5	5
生活管理指導員派遣事業（時間数）	90	90
生活管理指導短期宿泊事業（日数）	45	45
地域リハビリテーション活動支援事業（回数）	24	24

【今後の取り組み】

介護予防事業の一次予防事業から一般介護予防事業に変わった中で、大きな変化がみられるものに「地域リハビリテーション活動支援事業」と「介護予防把握事業」があります。

特に地域活動や介護予防の推進を図るためには、リハビリテーション職の積極的な介入が必要です。一般介護予防事業においても膝や腰の悪い高齢者の参加が年々多くなることが考えられるため、負担が少ない運動や安全に行えるセルフケアの方法を、リハビリテーションの専門家から助言・指導してもらう機会を多く持てるよう、調整していきます。

介護予防の絵を挿入

2. 高齢者の地域生活を支える体制づくり

住み慣れた地域でできる限り長く継続して生活を送る高齢者を支えるには、できる限り介護が必要な状態とならないように支援すること、また、介護が必要な状態になった場合も高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供される体制を確立する必要があります。

そのためには、介護保険サービスをはじめとする公的なサービスや地域における見守り、また、虚弱な高齢者の生活支援をインフォーマルな資源で支えるなど多様な支援が、心身の状態の変化に応じて適切に行われることが大切です。

今後さらなる高齢化を迎える中において、地域包括支援センターを中心とした総合的な地域包括ケア体制づくりを推進していきます。

(1) 地域包括支援センターの設置・運営

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関の1つとなります。

地域包括支援センターが、高齢者の在宅での生活を支え、地域生活に安心を提供する役割を果たすことができるように、総合相談・支援の体制づくりを行うとともに、地域包括支援センターの事業の円滑な実施や中立性・公平性の確保等が行えるよう支援を行っていきます。

■地域包括支援センターの設置及び専門職配置状況

地域包括支援センターの設置については、日常生活圏域（10圏域）ごとの第1号被保険者数に応じて、市内6か所に設置しています。

第1号被保険者数に応じて、地域包括支援センターの専門職の配置及び数が異なります。人員配置の基準は、第1号被保険者数3000人以上6000人未満で保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの各専門職を各1名配置、2000人以上3000人未満で保健師等1名、社会福祉士もしくは主任ケアマネジャーのいずれかの専門職を1名配置となっています。

第1号被保険者数の増減に応じた専門職の適切な配置を行っています。

★地域包括支援センター専門職配置状況

(単位：人)

平成26年度の人員配置	保健師等	社会福祉士	主任ケアマネジャー
フォレスト地域包括支援センター	1	1	1
メディカル地域包括支援センター	1	1	1
阪奈中央地域包括支援センター	1	1	1
社会福祉協議会地域包括支援センター	1	—	1
東生駒地域包括支援センター	1	1	—
梅寿荘地域包括支援センター	1	1	1

■介護保険運営協議会

地域包括支援センターの設置、適切な運営、公正・中立性の確保等のために設置している「介護保険運営協議会」において、地域包括支援センターの運営状況や課題等について協議を行い、地域包括支援センターの事業の円滑な実施のために必要な運営支援・評価等を行っています。

(2) 包括的支援事業の推進

包括的支援事業について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続していくために、地域包括支援センターにおいて①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談支援業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ④権利擁護業務を実施（まとめて包括的支援事業）し、高齢者の多様なニーズを総合的に受け止め、介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源を活用して必要な支援につなげるように取組を進めていくとともに、生活機能の低下を防ぐための介護予防が連続的・一貫的に行われるように適切なマネジメントを行っていきます。包括的支援事業については、「介護予防事業」と「介護予防・日常生活支援総合事業」のいずれを選択しても事業内容に変更はありません。

2025年を見据えた地域包括ケア体制づくりの準備の1つとして、第6期介護保険事業計画より従前の包括的支援事業の枠組みに「地域ケア会議」の充実や「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」等が新たに加わります。

【サービス量の見込み】

(単位：述べ件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 介護予防ケアマネジメント業務	252	580	600
② 総合相談支援業務	6,577	6,727	6,877
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	540	545	550
④ 権利擁護業務	235	240	245

■地域包括支援センターの運営

●介護予防ケアマネジメント業務

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が心身の機能低下より、要支援・要介護状態となることを出来る限り遅らせるため、対象者の心身の状況等に照らし合わせ、介護予防事業（平成28年以降は、介護予防・日常生活支援総合事業）やその他のインフォーマル・サービス等を包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な援助を行っています。

●総合相談支援業務

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、高齢者の心身の状況や生活の実態をもとにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげていけるよう支援を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーへの日常的指導のみならず、支援困難事例についての助言・指導や、地域のケアマネジャーのネットワークづくり及び地域のさまざまな関係機関と連携する体制づくり等を行い、高齢者一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的ケアマネジメントが行われるよう支援を行います。

また、地域課題の整理や自立支援に向けた支援方針等の検討を行うため、地域ケア会議を他職種協働で開催するなど、地域支援体制整備などへの支援を行っています。

●権利擁護業務

家族や地域の住民、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげていく方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止及び成年後見制度の活用促進等の必要な支援を行います。

■在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面での連携を図ることのできる体制を整備していきます。

まずは、顔の見える関係性の構築から始めるよう医師や訪問看護、介護支援専門員や地域包括支援センター職員が集い、地域課題の共有を図るところから始め、2025年を見据えた在宅医療・介護の連携をこども健康部とも連携を図りながら推進していきます。

■認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、認知症の初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置にかかる準備を進めていきます。

また、認知症に関する相談機能の強化のために、専門の相談員として「認知症地域支援推進員」を配置するなど、相談機能の強化を図っていきます。

■生活支援サービスの体制整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買物・調理・掃除などの家事支援など、日常生活上のさまざまな支援を必要とする高齢者が増えていきます。そうした日々の支援を要する高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な生活支援等のサービスを創出・整備していくための協議体設置や生活支援コーディネーターの活用等を通して、生活支援サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を目指します。

【今後の取り組みの方向】

地域包括支援センター設置後8年を迎え、センターに対する住民の認知度も年々あがっており、地域からの相談件数も伸びており、緊急に支援を要するケースの相談も増えています。

また、二次予防事業対象者の増加により、事業参加を促す対象が増えたことから、介護予防ケアマネジメント業務に関する業務量も増加しています。

平成27年度は、二次予防事業対象者の把握事業がありますが、平成28年度以降は「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行を図るため、二次予防事業対象者の把握事業が地域支援事業の枠組みから外れますので、「元気度チェック（基本チェックリスト）」の郵送・回収による生活機能低下者の把握が困難となります。

今後、要支援・要介護状態に移行する前の虚弱な高齢者を把握する効率的・効果的な方法の検討が必要となります。高齢者自身、また、地域住民が「元気度チェック（基本チェックリスト）」の

意味を知り、心身の機能低下を自覚した時点でチェックリストを活用し、生活機能の低下ありの判定ができた場合、速やかに地域包括支援センターや市に相談にくる流れを周知することが必要です。

さて、高齢者や関係機関から地域包括支援センターに寄せられる相談の内容も、年々多様化・複雑化してきているため、担当職員も幅広い知識や視野を持って高齢者の支援に携わる必要があるため、支援に関する知識及び技能の向上を、また、専門性の高い職員の配置を継続して図れるよう努めていきます。

2025年にむけた地域包括ケアシステムの整備をすすめるうえで、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を進めながら、年々増加していく要支援・要介護認定者や虚弱高齢者のサービス提供体制及び住民相互の支え合いのシステムを構築していけるよう努めていきます。

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者及び介護者等に対し、必要な支援を行うものです。

■食の自立支援

独居又は高齢者のみの世帯や高齢者と障がい者のみの世帯等で、精神的・身体的理由等により調理が困難な方に対し、栄養管理されたお弁当を自宅に届け、栄養状態の改善を図るとともに見守りを行っています。

■生活支援サービス事業（※平成28年度以降、介護予防・生活支援サービス事業に移行）

地域社会において豊かな経験と知識・技能を持った高齢者がその才能を生かしながら、生活支援サービスを提供することが、生きがいと社会参加の促進につながり、ひいては介護予防につながる事業となっています。

今後はさらなる需要を高め、「介護予防・生活支援サービス事業」においては、住民力の活用による重要な事業となるよう啓発していきます。

■住宅改修支援事業

居宅介護支援のサービスを受けていない要介護者等に対して、住宅改修費の支給申請に係る書類の作成及び作成した場合の経費の助成を行うものです。

■成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分であるために成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。

■紙おむつ支給事業

在宅で常時失禁状態にある「要介護3～5」の高齢者を介護している非課税世帯の家族に対し、紙おむつを支給します。

■家族介護支援事業

市民が家庭看護や介護技術を積極的に学べる機会を充実させ、介護負担の軽減を図ることや介護者同士の交流を図れるような機会を増やし、分かち合い・支え合いについての支援も行います。

■緊急通報システム

緊急通報システムは、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置の機器を貸与し、急病等の緊急時には、あらかじめ組織された地域支援体制によって迅速な対応を図るものです。

■位置情報提供システム

位置情報提供システムは、概ね65歳以上で徘徊症状のある認知症高齢者等を対象にGPSを用いた位置検索専用端末機を貸与し、行方不明時に家族等に対して位置情報を提供するものです。

■徘徊高齢者SOS検索ネットワークシステム

■介護給付費適正化事業（ケアプラン点検）

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要サービスが提供されていないかの検証を行います。

■認知症高齢者見守り事業

地域での認知症高齢者の見守り体制を構築するため、徘徊高齢者の模擬訓練等の実施を行うほか、出前講座や認知症サポーター養成講座の実施など、継続した広報・啓発活動に努めます。



介護の雰囲気のある図を挿入

【サービス量の見込み】

(単位: 件・回/年)

任意事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
食の自立支援 (利用件数)	5,700	6,000	6,250
生活支援サービス	10	—	—
住宅改修支援事業 (利用件数)	90	95	100
成年後見制度利用支援事業 (利用件数)			
紙おむつ支給事業 (利用者数)	90	100	110
家族介護支援事業 (利用者数)	60	60	60
緊急通報システム (利用件数)			
位置情報提供システム (利用件数)			
介護給付費等費用適正化事業(ケアプラン点検) (件数)			
認知症高齢者見守り事業 (広報・啓発) (回数)	20	20	20

※生活支援サービスについては、平成28年以降は、介護予防・生活支援サービス事業に移行

【今後の取り組みの方向】

任意事業については、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として事業を展開していくもので、法上、介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業が規定されており、市町村が任意で工夫できるようになっています。

これまで一般財源において、高齢者福祉の観点から行ってきた「緊急通報システム」や「位置情報提供システム」等については、任意事業での取組に変換をするなど、今後はさらに老老介護や在宅介護・看護における家族負担を考慮し、介護負担の軽減方法や介護による苦悩や喜びを分かち合う場の提供など介護者のための施策展開を充実させていきます。